## 6・9 集会メッセージ

解雇撤回・JR 復帰判決要求東京高裁宛署名運動呼びかけ人 下山房雄

第二次世界大戦は帝国主義間の死闘(死者一軍人 1500 万人市民 3500 万人)でありながら、同時にファシズム、ナチズム、日本軍国主義に対する民主主義擁護の闘争でもあった。闘争の帰結は民主陣営勝利であったわけだが、その結果の一つが、人類史進歩の段階を画する日本国憲法だった。過去の文明史を通じて反復されてきた戦争に対して、9条2項の「戦力不保持」を高らかに宣言し、平和擁護を実現しようとする憲法法典を日本国民は保持した。しかし、この法典に反する在日米軍、日本自衛隊が、東京地裁伊達判決(1959 年)札幌地裁福島判決(1973年)で違憲と断ぜられながら、なお存在し続けている。いわゆる解釈改憲だ。

憲法 28 条で明確に保障されているはずの団結権を侵害する不当労働行為が、戦後、横行し続けてきた。憲法違反の横行だった。その事実の上に、国鉄改革法(86 年 12 月)23 条、それと同文の日本年金機構法(2007 年 7 月)8 条が、憲法 28 条を蹂躙する下剋上的法律でもう一つの解釈改憲を行っているのだ。80 年代の「国鉄改革」は、国鉄民営化に反対する国労、全動労、千葉動労組合員を差別的に解雇して強行され、解雇撤回を要求して闘われた裁判の判決大勢は国鉄改革法によって不当労働行為を不問に付し、解雇を容認するものであった。

国労「闘う闘争団」・鉄建公団訴訟・難波判決(05年9月)と千葉動労・鉄道運輸機構訴訟・白石判決(12年6月)は、JR採用候補者名簿作成に不当労働行為ありと認定した例外的判決だったが、解雇撤回を認めず賃金補償も全くあるいは僅かしか認めない点で28条解釈改憲の枠内であった。28条を護り活かす護憲的判決が為されねばならない。国鉄闘争全国運動の闘争は日本国憲法を守り活かす護憲運動でもあると私は理解し、その闘争勝利を熱望する次第です。(2013年6月9日)

6月9日、国鉄闘争全国運動の全国集会が「国鉄1047名解雇撤回!民営化と外注化、非正規職化にストライキで反撃を! 今こそ国鉄闘争の火をもっと大きく!」をスローガンに開催されました。

http://www.doro-chiba.org/nikkan\_dc/n2013\_01\_06/n7521.htm

国鉄民営化の折の国労・全動労・千葉動労組合員への不当労働行為=組合差別解雇に対しては、既に国労・全動労は闘争の矛を収めた戦線になってしまいましたが、国労内極少数派と千葉動労は闘いを続けています。後者の裁判闘争が昨年6月の東京地裁白石判決(不当労働行為認定、解雇不撤回)を経て、東京高裁難波法廷にかかった段階で私は「解雇撤回判決要求」の呼びかけ人に加わりました。

http://e-kyodo.sakura.ne.jp/simoyama/130221kokuroukaiko2-17.pdf

今回の6.9 集会には、日本共産党の比例区5名確保、神奈川地方区畑野当選を目指す日本共産党参院選の地元での活動のため、参加できなかったのでメッセージ(本メールに貼付)を送りました。会場で読み上げられたと聞いておりますが、闘争の意義は護憲闘争の一環だと理解しているとのものです。日本国憲法9条は、戦力不保持・交戦権否定という人類文明史の先端に位置するものであり、28条は資本主義先進国として普通の権利擁護を明確に文書で謳ったものであり、両者は若干性格を異にします。しかし、現実に踏みにじられているという点では共通です。憲法通りの現実を実現したい思いが熱烈です。下山房雄

15:00 2013/06/14